

令和7年 3月25日

一宮市病院事業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者

松 浦 昭 雄

一宮市病院事業部管理規程第6号

一宮市病院事業職員就業規則の一部を改正する規程

一宮市病院事業職員就業規則(平成19年一宮市病院事業部管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(育児を行う職員の時間外勤務の免除)</p> <p>第22条の2 管理者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、第27条に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第21条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次条第2項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条及び前2項の規定は、第37条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員(以下「要介護者を介護する職員」という。)について準用する。この場合において、前条第1項中「<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、第27条に定めるところにより、当該子を養育」とあり、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当</p>	<p>(育児を行う職員の時間外勤務の免除)</p> <p>第22条の2 管理者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、第27条に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第21条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次条第2項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条及び前2項の規定は、第37条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員(以下「要介護者を介護する職員」という。)について準用する。この場合において、前条第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、第27条に定めるところにより、当該子を養育」とあり、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当</p>

該子を養育することができるものとして次条に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、第25条に定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、第27条に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、第28条において準用する第25条に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第22条の2第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」とそれぞれ読み替えるものとする。

(育児を行う職員の時間外勤務の免除又は制限の請求手続等)

第27条 略

2～6 略

7 時間外勤務免除等開始日から起算して第22条の2又は第23条第2項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務免除等開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

(1) 略

(2) 当該請求に係る子が3歳  
に達した場合(第22条の2の規定による請求に限る。)

(3) 略

(休暇)

第32条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間  
とする。

(特別休暇)

該子を養育することができるものとして次条に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、第25条に定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、第27条に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、第28条において準用する第25条に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第22条の2第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」とそれぞれ読み替えるものとする。

(育児を行う職員の時間外勤務の免除又は制限の請求手続等)

第27条 略

2～6 略

7 略

(1) 略

(2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期  
に達した場合

(3) 略

(休暇)

第32条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇とする。

(特別休暇)

第36条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、

出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(10) 略

(11) 小学校就学の始期に達するまでの子 (配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員がその子の看護 (負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして別に定めるその子の世話をいう。以下この号において同じ。)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_)のため勤務しないことが相当であると認められる場合子の看護休暇として、1の年において5日(その看護をする小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(12)～(21) 略

2・3 略

第37条 略

第36条 略

(1)～(10) 略

(11) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員がその子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして別に定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして管理者が定める事由に伴うその子の世話をいうこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合子の看護等休暇として、1の年において5日(その養育をする9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(12)～(21) 略

2・3 略

第37条 略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第37条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等

(介護時間)  
第37条の2 略

の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第37条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(介護時間)

第37条の4 略

(子育て部分休暇)

第37条の5 子育て部分休暇は、職員が、6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(負傷又は疾病により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある子に限る。)の通学等の際の送迎をするため、1日の勤務時間の一部につき通勤しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条本文に規定す

